

<研究ノート>

ドイツテレコムのアニュアル・レポート分析

—ドイツ会計基準と米国会計基準の比較—

戸田 龍介

目 次

1. はじめに
2. ドイツテレコムの経営概況とその分析
3. 2002年度の会計方針について
4. GAAPによる差異およびその分析
5. おわりに

1. はじめに

2003年1月1日、ドイツ取引所 (Deutsche Börse) は大胆な資本市場改革に踏み切った。資本市場をプライム・スタンダードとゼネラル・スタンダードに二分化するという改革を行ったのである。当初この改革は、使用会計基準を中心とした開示水準によって優れた企業群とそうでない企業を選別する目的を有しているのではないかと言われていた¹⁾。しかしながら、両スタンダードの状況を調査した結果、資本市場二分化については「選別」というより「救済」という指向が強いことを指摘した (戸田 [2004] 34頁)。つまり、ノイア・マルクト (Neuer Markt) の閉鎖計画を受けた当該上場企業の振替え先を確保することと、当該企業の売買高復活が改革の背景にあることを推察したのである。その際、各スタンダード内での使用会計基準は主にドイツ取引所のホームページ上で確認した。結果としては、例えばプライム・スタンダード内で国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, 以下IFRSと記す) 使用が205社、米国において一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles in the United States, 以下US-GAAPと記す) 使用が137社、ドイツ商法 (Handelsgesetzbuch, 以下HGBと記す) 使用が41社それぞれ確認された。さらにゼネラル・スタンダードにおいても、HGBだけでなくIFRSやUS-GAAP使用の会社がかかりあったことも確認されている。

ただし、これらは主にインターネットで調査した結果である。ここで、インターネット上公開されている、あるいは雑誌などに記載されてきた使用会計基準は本当かという疑問が生じてくる²⁾。これらは本来アニュアル・レポート等により確認しなければならないのである。さらに使用会計基準を確認できたとして、次にそれがどの程度まで適用されているのかという疑問も生じる。これについては、各個別項目を精査して初めて確認できるのである。当研究ノートではこれ

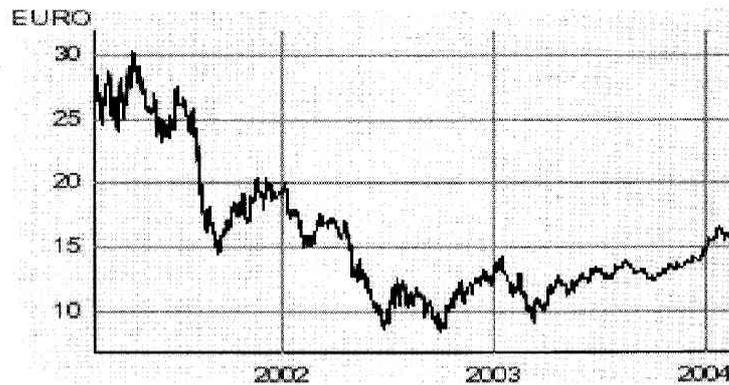
らの作業の対象として、ドイツテレコムをその俎上にのせた。ドイツテレコムを調査対象に選択した理由は、ドイツを代表する DAX 対象企業であるばかりでなく、同社がニューヨーク証券取引所 (New York Stock Exchange, NYSE) に上場しているため US-GAAP との調整表を出していることにある。従って当研究ノートでは、ドイツテレコムのアニュアル・レポート³⁾を分析することを通して、ドイツ会計基準と米国会計基準の比較を行うことも課題としていきたい。

2. ドイツテレコムの経営概況とその分析

ドイツテレコムは 1989 年に誕生したわけだが、1995 年には私法上の株式会社に組織変更され、親会社であるドイツテレコム AG は 1995 年 1 月 2 日にボン地方裁判所 (Amtsgericht)⁴⁾の商業登記所に登記された (DT [2002] p.130. 以下の規制当局についても全て同ページによる)。2002 年末決算時点において、42.77% がドイツ連邦共和国の総持分である。この内、ドイツ連邦共和国の直接的持分は 30.75% であり、残りの 12.02% は国営企業である復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau, KfW) が間接的に保有している。ただし、ドイツ連邦財務省 (Bundesministerium für Finanzen, BMF) は税収不足のためドイツテレコム株を復興金融公庫に売却することを発表し、結果として復興金融公庫の持分は 16.7% になる予定だという (日本経済新聞, 2003.11.11.)。規制当局に関しては、ドイツテレコムの事業活動を規制している機関として通信郵便規制局 (Regulierungsbehörde für Telekommunikation und Post) があるが、活動の開始は 1998 年 1 月 1 日であった。同規制当局はドイツ連邦経済労働省 (Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit, BMWA) の規制下にある。また、ドイツ連邦共和国は、保有株式の管理と株主としての権利行使をドイツ連邦郵便通信公庫 (Bundesanstalt für Post und Telekommunikation) を通じて行っている。同機関は、ドイツ連邦財務省の監督下に置かれている。

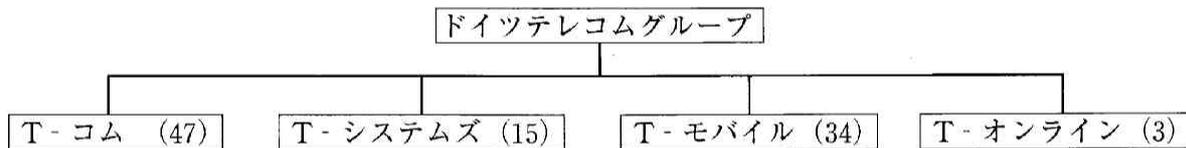
ドイツテレコムは、ロン・ゾンマー元社長が就任してからは英米型経営で拡大路線を突き進んでいった。株価上昇を前提とした株式交換方式も用いて、次々に企業買収を仕掛けたのである⁵⁾。しかし IT バブルの崩壊後は株価低迷でこの米国型の買収手法がいきづまり、また既買収先企業の評価損も響き 2001 年度・2002 年度とも最終赤字を計上してしまった (日本経済新聞, 2001.7.13.)。特に 2002 年度は、約 246 億ユーロというドイツ企業最大の赤字を出すに至った。国民株としてもはやされたドイツテレコムの株価も、一時はピーク時より約 9 割も下落してしまった。これにより、ドイツ政府は筆頭株主としてゾンマー元社長の解任に動いた。2002 年 7 月 16 日にゾンマー氏が辞任発表した後は、ヘルムート・シーラー氏が暫定社長を勤めたが、現在はカイウベ・リッケ氏が社長である。カイウベ・リッケ氏は、2002 年 11 月 15 日付で最高経営責任者 (CEO) に任命されている。2001 年初頭から 2003 年末に至るドイツテレコム株の株価推移について、表-1 で示す。

表—1 ドイツテレコムの株価推移

(出所: <http://deutsche-boerse.com/>)

ドイツテレコムグループの事業は、T-コム、T-システムズ、T-モバイル、T-オンラインの4つの部門から構成されている。人員構成上は、各部門のCEOがドイツテレコムグループの取締役会メンバーになっている。以下の表—2において、簡単な事業組織図および2002年度決算における各部門の売上構成比率 (DT [2002] p.142.) を括弧内で示し⁶⁾、次いで各部門の2002年度の状況 (DT [2002] p.130.) を簡略に提示する。

表—2 ドイツテレコムの組織図と売上構成比



T-コム

固定回線電話を主力事業とする。マタフ (ハンガリー, 国有電気通信会社), ハーバチェック・テレコミュニケーション (クロアチア), スロベンスク・テレコミュニケーション (スロバキア) 等の株式を保有。特にクロアチアには投資を拡大している。なお, 人員削減の主要な対象部門である。

T-システムズ

大口顧客対象のデータ通信およびシステム・ソリューションなどの情報技術 (IT) を主力事業とする。日本では, 2002年1月にドイツテレコム・ジャパン株式会社の別法人としてT-システムズ・ジャパン株式会社が設立されている。

T-モバイル

携帯電話を主力事業とする。ドイツ, オーストリア, 英国, 米国, オランダ, チェコ, ロシ

ア、ポーランドの8カ国で子会社および関係会社を展開した。T-モバイル・インターナショナルAGが持株会社となり、以下の5社は完全子会社である。T-モバイル・ドイッチュラント GmbH (ドイツ)、T-モバイル・オーストリア GmbH (オーストリア)、T-モバイル UK Ltd. (英国、旧ワン・ツー・ワン、1999年買収)、T-モバイル USA inc (米国、旧ボイスストリーム、2001年買収)、ベン・ネーデルランド (オランダ)。ラジオモビル a.s. (チェコ) は過半数株式所有。MTS (ロシア) および PTC (ポーランド) の株式も所有している。なお、2003年7月7日、イタリア通信最大手テレコム・イタリア、スペイン通信最大手テレフォニカと包括的な提携関係を結ぶことで合意した。世界最大手英国ボーダフォンを上回り世界最大の携帯電話サービス市場を形成することになった (JETRO・ドイツ、2003.7.11)。

T-オンライン

インターネット・サービスプロバイダーを主力事業とする。T-オンライン・インターナショナルAGを親会社として、在外子会社は、T-オンライン at (オーストリア)、ヤー com (スペイン)、クラブ・インターネット (フランス)、および T-オンライン ch (スイス) 等がある。2000年に新規株式公開している。なお、T-オンライン・インターナショナルAGのドイツ取引所ホームページ上で確認された使用会計基準は IFRS であった (戸田 [2004] 30頁)。

次に、2002年度を中心に過去数年遡ったドイツテレコムの経営状況を、貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書の基本財務三表により示す。表—3から表—5の財務諸表は、2002年度版アニュアル・レポートと2001年度版アニュアル・レポートから該当項目と数値を原文通り取り出して作成したものである。損益計算書とキャッシュ・フロー計算書は1999年度から2002年度まで4年間分が表示されているが、貸借対照表は2000年度から3年間分だけである。これは、ドイツテレコムのアニュアル・レポートにおける開示形式が損益計算書とキャッシュ・フロー計算書は3年間分であるのに対し貸借対照表は2年間分であるため、2001年度版アニュアル・レポートから遡れる数値がそれぞれ1999年度と2000年度だったためである。なお、アニュアル・レポートによれば、基本財務諸表には株主持分計算書およびセグメント報告書も含まれるが、ここでは基本財務三表を分析対象とすることにした。

2002年度決算の最大の注目点は、損益計算書で示された約246億ユーロの当期純損失である。2001年度にすでに約35億ユーロの当期純損失を計上してはいたが、2002年度に計上された当期純損失額はドイツ企業における過去最大の赤字額であった。損益計算書によれば、その最大の原因は約369億ユーロにのぼる「有形および無形固定資産の減価償却費 (Depreciation and amortization)」であった。この数字は前年度同一項目の数字に比べ約217億ユーロもの増加であった。「有形および無形固定資産の減価償却費」の中でも、特に無形固定資産の償却費が大きかったことが貸借対照表から判明する。なぜなら、2001年度に比べ有形固定資産は約47億ユーロの

表—3 ドイツテレコム連結損益計算書

(会計期間：1月1日～12月30日，単位：百万ユーロ)

	2002 年度	2001 年度	2000 年度	1999 年度
純営業収益	53,689	48,309	40,939	35,470
棚卸資産およびその他の資産化コストの変動	534	879	864	947
営業収益合計 (Total operating performance)	54,223	49,188	41,803	36,417
その他の営業収益	3,901	6,619	11,002	1,871
商品仕入れおよびサービス購入	-14,418	-13,477	-11,950	-7,667
人件費	-13,480	-12,114	-9,718	-9,210
有形および無形固定資産の減価償却費	-36,880	-15,221	-12,991	-8,466
その他の営業費用	-14,110	-12,151	-10,424	-6,872
財務収益 (費用), 純額	-6,022	-5,348	-1,230	-2,889
経常利益 (Results from ordinary business activities)	-26,786	-2,504	6,492	3,184
特別利益/損失 (Extraordinary income/losses)	-	-	-159	-240
税金	2,483	-808	-318	-1,420
税引後利益/損失	-24,303	-3,312	6,015	1,524
少数株主持分損益	-284	-142	-89	-271
当期純利益/損失	-24,587	-3,454	5,926	1,253
一株当たり利益/損失 (単位：ユーロ)	-5.86	-0.93	1.96	0.43

(DT [2002] p.124. および DT [2001] p.122. より作成)

減少なのに対して、無形固定資産は実に約 267 億ユーロもの減少であったからである。巨額の当期純損失の影響は、貸借対照表の資産側だけでなく資本側にも及んでいる。2002 年度の株主持分は約 354 億ユーロであったが、前年度に比べ約 309 億ユーロも減少した。利益準備金も約 50 億ユーロ取り崩されていた。

以上の様に、損益計算書および貸借対照表からは 2002 年度の苦しい状況が伝わるが、キャッシュ・フロー計算書からは別の見方も可能となる。例えば「営業活動による純キャッシュ (Net cash provided by operating activities)」は 1999 年度から 2002 年度に至るまで順調にその額を伸ばしており、2002 年度においても本業は依然好調であったことを伺わせる。損益計算書・貸借対照表において示された巨額の当期純損失にもかかわらず、「営業活動による純キャッシュ」が順調に推移した理由として、「有形および無形固定資産の減価償却費」約 369 億ユーロが非貨幣的支

表-4 ドイツテレコム連結貸借対照表

(決算日:12月31日, 単位:百万ユーロ)

	2002年度	2001年度	2000年度
資産の部			
固定資産			
無形固定資産	53,404	80,051	35,754
有形固定資産	53,955	58,708	54,137
金融資産	4,169	7,957	16,715
	111,528	146,716	106,606
流動資産			
棚卸資産, 原材料および消耗品	1,556	1,671	1,587
受取債権	6,258	6,826	7,159
その他の資産	3,392	4,966	3,671
市場性ある有価証券	413	702	2,370
現金預金	1,905	2,868	1,893
	13,524	17,033	16,680
前払費用, 繰延費用および繰延税金	771	813	956
資産合計	125,823	164,562	124,242
負債および資本の部			
株主持分			
資本金	10,746	10,746	7,756
資本剰余金 (株式払込剰余金)	50,077	49,994	24,290
利益剰余金 (Retained earnings)	248	5,179	398
前期繰越未処分 (unappropriated) 利益	23	101	44
当期純利益 (損失)	-24,587	-3,454	5,926
為替換算調整勘定累計額	-5,079	-1,572	
少数株主持分	3,988	5,307	4,302
	35,416	66,301	42,716
引当金 (Accrual, 見越項目)			
年金および類似債務	3,942	3,661	3,330
その他の引当金	12,155	14,766	8,055
	16,097	18,427	11,385
負債 (Liabilities)			
借入債務 (Debt)	63,044	67,031	60,357
その他の負債	10,541	12,020	9,130
	73,585	79,051	69,487
繰延収益	723	783	654
負債および資本合計	125,821	164,562	124,242

(DT [2002] p.125.およびDT [2001] p.123.より作成。なお, 2001年度までは「利益剰余金」と「為替換算調整勘定累計額」は合算後, 「利益剰余金」項目で表示されていた。)

表-5 ドイツテレコム連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万ユーロ)

	2002年度	2001年度	2000年度	1999年度
当期純利益 (損失)	-24,587	-3,454	5,926	1,253
少数株主持分損益	284	142	89	271
税引後利益 (損失)	-24,303	-3,312	6,015	1,524
有形および無形固定資産の減価償却費	36,880	15,221	12,991	8,466
法人税	-2,847	751	194	1,380
支払利息、純額	4,048	4,138	3,097	2,546
固定資産処分損、純額	-428	-1,106	-4,796	540
関連会社からの損益	430	547	-1,890	265
その他の非貨幣的取引	1,144	-1,146	-2,661	28
資産化された運転資本の増減	184	428	-1,791	-1,399
引当金の増減	1,410	-136	1,078	478
負債化されたその他の運転資本の増減	101	761	1,391	243
法人税の還付収支	-15	10	-871	-2,040
受取配当	63	115	189	172
営業から生じたキャッシュ	16,667	16,271	12,946	12,203
支払利息	-6,112	-4,779	-3,873	-3,100
受取利息	1,908	442	927	485
営業活動による純キャッシュ	12,463	11,934	10,000	9,588
キャッシュ・アウトフロー				
無形固定資産への投資	-841	-1,021	-15,980	-881
有形固定資産への投資	-6,784	-9,847	-7,556	-5,093
金融資産への投資	-568	-498	-8,487	-3,480
連結会社への投資	-6,405	-5,695	-4,343	-12,633
キャッシュ・インフロー				
無形固定資産の処分	14	208	10	14
有形固定資産の処分	1,304	1,146	655	171
金融資産の処分	1,130	3,514	4,474	888
連結会社等の持株の処分	697	1,004	3,114	2
短期投資および市場性ある有価証券の純変動	226	4,440	401	2,328
その他	1,187	1,384	6	
投資活動による純キャッシュ	-10,040	-5,365	-27,706	-18,684
短期債務の借入・返済	-10,012	-10,266	-780	-1,077
中長期債務の借入	11,677	13,949	19,708	1,833
中長期債務の返済	-3,472	-6,589	-2,408	-1,687
配当による支出	-1,582	-1,905	-1,914	-1,718
株式売却による収入	1	0	3,255	10,613
少数株主持分の変動	-47	0	2	1
財務活動による純キャッシュ	-3,435	-4,811	17,863	7,965
外貨換算レートの変更による影響	-14	-26	-29	-55
現金および現金同等物の純増加 (減少)	-1,026	1,732	128	-1,186
現金および現金同等物、期首	2,738	1,006	878	2,064
現金および現金同等物、期末	1,712	2,738	1,006	878

(DT [2002] p. 128. および DT [2001] p. 126. より作成)

出として当期純損失に足り返されたことが大きい。また、2002年度の「投資活動による純キャッシュ」は約100億ユーロのマイナスで、これも順調な設備投資が行われたことを伺わせ

る。この項目で注目したいのは、2000年度における約277億ユーロのマイナスである。特に「無形固定資産への投資 (Cash outflows from investments in - intangible assets)」は約160億ユーロにのぼっており、この年度に投資された無形固定資産が2002年度に大幅に償却された可能性が高いことが分かる。なお、2002年度におけるフリー・キャッシュ・フロー (営業活動キャッシュ・フロー+投資活動キャッシュ・フロー) を独自に算出すると約25億ユーロとなり、例えば1999年度や2000年度における様なマイナス (それぞれ-91億ユーロ、-177億ユーロ) とはなっていない。従って、ドイツテレコムは2002年度においてドイツ企業における最大規模の当期純損失を出したといっても、営業収益 (売上) や営業活動によるキャッシュ・フローなどの本業にかかわる数字は順調に推移していたわけであるし、借金返済原資もある程度確保されていたことになる。これらの状況を一表にしたのが、以下の表-6である。同様の事情は、会社側から開示された損益計算調整表 (Reconciliation of the statement of income) からも明らかである。ドイツテレコムが同表で伝えたかったのは、大赤字といってもその原因は「戦略的再検討 (strategic review)」(DT [2002] p.116.) という経営判断の結果にすぎないということである。2002年度の損益計算調整表についても次の表-7で示す。

表-6 純営業収益、当期純利益 (損失)、営業活動キャッシュ・フローおよびフリー・キャッシュ・フローの推移

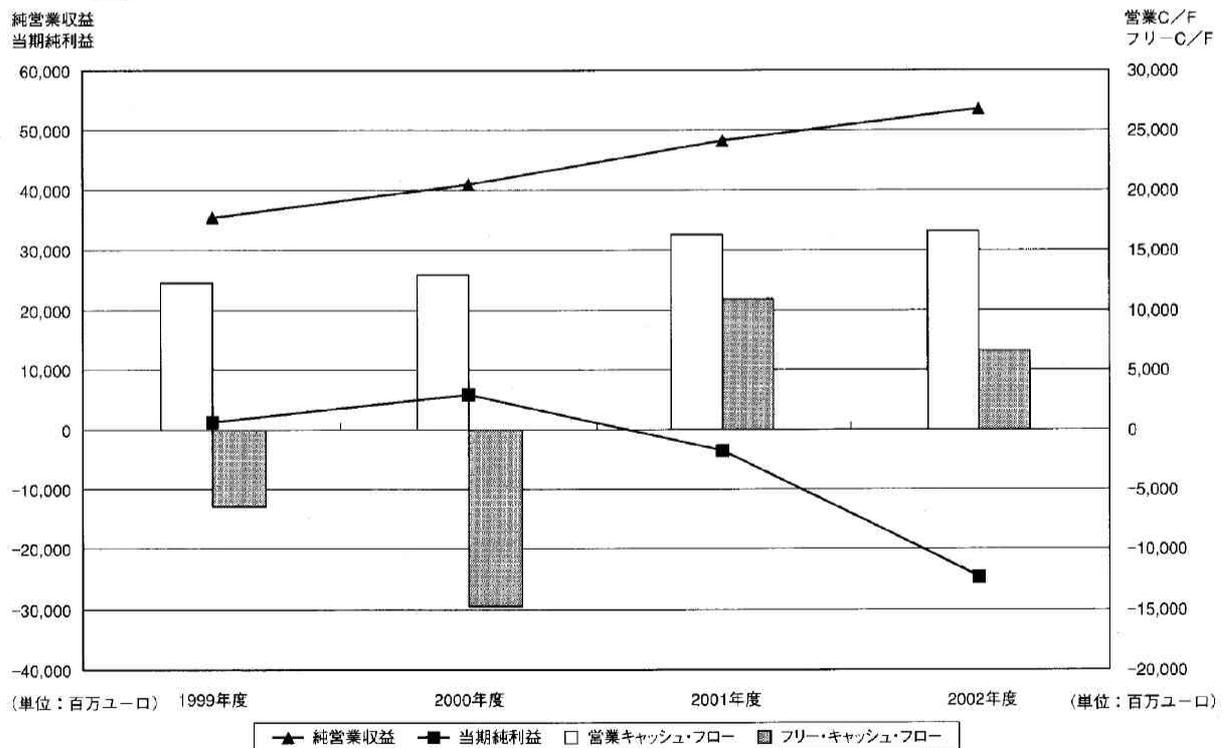


表-7 損益計算調整表

(単位：10 億ユーロ)

	2002 年度	特別な影響	戦略的再検討	両影響除外後
純営業収益	53.7			53.7
棚卸資産およびその他の資産化コストの変動	0.5			0.5
営業収益合計	54.2			54.2
その他の営業収益	3.9	0.5		3.4
商品仕入れおよびサービス購入	-14.4			-14.4
人件費	-13.5	-0.3	-0.3	-12.9
有形および無形固定資産の減価償却	-36.9		-21.4	-15.5
その他の営業費用	-14.1		-0.1	-14.0
財務収益 (費用), 純額	-6.0	-1.3	-0.3	-4.4
経常利益	-26.8	-1.1	-22.0	-3.6
税金	2.5	0.3	3.0	-0.9
少数株主持分損益	-0.3			-0.3
「特別な影響」による効果を受けた純利益 (損失)	-24.6	-0.8	-19.0	-4.8

(出所：DT [2002] p.117. 「戦略的再検討 (strategic review)」および、戦略的再検討による「有形および無形固定資産の減価償却」部分に網掛けしてある)

3. 2002 年度の会計方針について

本章では、ドイツテレコムが 2002 年度に採用した具体的な会計方針について確認し、同社の基本的な会計戦略を明らかにする。方法としては、2002 年度版ドイツテレコムのアニュアル・レポートにおいて具体的な会計方針について記述のある箇所を抄訳して提示する。最初にドイツテレコムの使用会計基準を確認すると、監査報告書からは HGB であることが確認できる。2 社の監査法人が提出した報告書には、「ドイツ商法に従った連結財務諸表」(DT [2002] p.184.) あるいは「連結財務諸表はドイツの適正な会計原則に従って」(同) いるといった記述がある。さらに具体的には、連結貸借対照表および連結損益計算書は、ドイツ商法第 298 条並びに第 266 条および 275 条に従った勘定分類の規定により作成されているのである。これから見ていく通り US-GAAP の部分的使用はあるものの、ドイツテレコムの使用会計基準は基本的にはドイツ商法 (HGB) なのである。

ところで、ドイツテレコムではドイツ GAAP という言葉も使用しているが、アニュアル・レポートによればこの言葉は HGB を指している (DT [2002] p.130.)。ただし HGB 以外に準拠するドイツ国内基準として株式会社法 (Aktengesetz, 以下 AktG と記す) およびドイツ会計基準 (Deutsche Rechnungslegungsstandards, 以下 DRS と記す) が挙げられているので、ドイツ GAAP を、HGB + AktG + DRS と広義に解釈することも可能であろう。ただし当研究ノートではアニュアル・レポートに従い、ドイツ GAAP とは HGB を直接指すものと解している。

使用会計基準に次いで、連結方針を簡単に確認しておく。資本連結もドイツ GAAP に準拠し簿価法により実施される (DT [2002] p.136.)。ドイツテレコムの連結財務諸表には、ドイツテレコム AG を親会社として、2002 年 12 月 31 日時点で国内 101 社、国外 206 社の合計 307 社が完全に含まれている。なお、ドイツテレコムグループの株主資本、財政状態および経営成績からみて重要性がないという理由から、77 社の非連結子会社が含まれていない。これらの会社がドイツテレコムグループの収益 (売上)、当期純利益および資産合計に占める割合は 1% 未満である。

次にアニュアル・レポートに掲載されていた会計方針を、研究開発費の処理方法からデリバティブ金融商品に関連した未実現損失の処理方法まで順次以下に抄訳して示す (DT [2002] pp. 138-141.)。

研究開発費は発生時に全額費用化される。

確定給付型制度の年金コストは、SFAS 87 号と一致する予測単位積増方式を用いて数理計算的に計算されており、SFAS 132 号に従って表示されている。この方法は、報告期間において累積される給付債務の現在価値総額を前提としており、賃金・給料および退職給付の期待される増加分を考慮に入れている。対照的に、ドイツ所得税法 (EStG) 第 6 a 条に従った最小発生方式は、従業員の労働期間全体にわたる費用の認識を意図し、賃金・給料および退職給付の期待される増加分は考慮に入っていない。

当該年度の年金コスト総額は、会計期間に獲得された退職給付の基本的コスト (サービスコスト)、利息費用および数理計算上差異の償却費を含み、年金債務を保証する資産についての運用収益は省かれる。US-GAAP に従えば、SFAS 87 号に基づき年金債務を測定した結果として追加最小負債を開示する必要が生じたなら、この特別項目は「その他の包括的利益 (other comprehensive income)」に直接算入される。ドイツ GAAP に従った連結財務諸表は同様の株主持分項目を有してはいない。ただし、追加最小負債の変動は費用計上される。

マーケティング費は発生時に費用化される。

法人税は、繰延税金と同様に当期末払税金も含んでいる。繰延税金は、税務報告および財務報告

それぞれの目的で作成される貸借対照表における一時的差異に起因した、期待される将来の税効果のために計上される。これは、予測可能な将来あるいは期待される純営業損失の繰越期間内において、還付が期待されない様な差異の効果を除いている。認められる一時的差異は、連結同様個別の課税可能な会計実体においても生じる可能性がある。ドイツテレコム AG についての一時的差異に基づく繰延税金は、1996年1月1日以前の連結財務諸表には含まれてこなかった。なぜなら、1995年1月1日以前には同社は課税対象ではなく、かつ1995年には基本的に完全な課税免除の恩恵を受けたためである。

各々の会計期間の一株当たり利益は、当期純利益／損失を当該期間に流通している無記名普通株式の加重平均数で除して算出される。2001年度の無記名普通株式の加重平均数は、ボイスストリーム／パワテルの買収の一部としての株式発行および2001年6月4日におけるフランクフルト・アム・マインでの取引開始等の実施後、確認された。

UMTS および U.S. モバイル・コミュニケーションのライセンスを含む購入無形固定資産は取得原価で計上され、見積耐用年数にわたり定額法で償却される。資本連結の結果生じた営業権を含む取得した全営業権は、見積耐用年数にわたり定額法で償却される。

ドイツテレコムは、営業権が相当なレベル (considerable level) 計上されている子会社に対して減損テストを実施している。これらのテストは各々の会社における営業権の算定に基づいており、割引現在価値法を用いて実施される。

郵政改革第2号法によって認められていた様に、1995年1月1日にドイツテレコム AG に移管された有形固定資産は、同日同社の開始貸借対照表において公正市場価値 (fair market value) で計上された。しかしながら、1993年1月1日以降に購入された有形固定資産については測定日からの経過期間が短期であることから、それらの1994年12月31日付帳簿価額は歴史的原価主義により認識された。これらの資産に適用される残存耐用年数および償却方法は変更されない。開始貸借対照表において示された公正市場価値は、取得原価として繰り越されてきている。

その他の有形固定資産は、取得原価あるいは自家生産原価から定期的な減価償却費を控除した額が計上されている。建設仮勘定は、配分原価、材料費・製造間接費の適切な配分額および建設期間に発生した利息を直接含んでいる。一般管理費は資産化されない。

不定期の一時償却 (Nonscheduled write-down) は資産価値において減損が生じた時に行われる。個別財務諸表において税務目的で行われる加速償却 (accelerated depreciation) は、財務諸表の情報価

値を増加させるため連結財務諸表においては認められていない。

固定資産の減価償却は、一般的に以下の耐用年数にわたり定額法で実施される。

「無形固定資産；3年から22年」「営業権；3年から20年」「建物；25年から30年」「店舗改良費およびウィンドウディスプレイ；8年」「電話および端末設備；3年から10年」「データ通信およびテレフォン・ネットワーク関連設備等；4年から10年」「ブロードバンド関連設備；15年から35年」「テレコミュニケーション施設；3年から10年」「工場および事務機器を含むその他の設備；3年から20年」

期中に建物を取得した場合には、その建物が役務に供せられる月の初めから減価償却される。会計年度の前半に取得された建物以外の資産については、獲得された年度全体にわたり減価償却される。これに対して、会計年度の後半に獲得された資産については、半年間の減価償却がなされる。

取得原価が低額な項目については購入年度に費用化される。

修繕維持費は発生時に費用化される。

売却または処分された固定資産は、目的適合的な帳簿価額（取得原価あるいは自己建設費から減価償却累積額を控除）で消去（write off）される。利得あるいは損失は、売却収入と当該資産の帳簿価額との差額として損益計算上認識される。

金融資産は低価法で評価される。受取債権に利息が殆どあるいは全く付かないならば、それらは現在価値純額で計上される。不定期の一時償却は、金融資産の減損が永続的であると想定される時のみに実施される。

購入し販売まで保有している原材料、消耗品および棚卸商品は、取得原価で評価されている。これに対して、仕掛品および完成品は製造原価で表示される。通常の生産能力の利用を前提とするならば、自己建設費は、データ毎に適切に配分された材料費および製造間接費さらには定額法による減価償却費まで加味した特別な製造原価と同様に、直接的に材料費および労務費の様な配分可能原価を含んでいる。一般管理費、販売費、年金を含む従業員個人に対する任意の給付および福利厚生費は、自己建設費には含まれない。棚卸資産の帳簿価額は、決算日において低価法により減じられる。棚卸資産の減損の程度により、陳腐化引当金（obsolescence provision）が設定される。

受取債権およびその他の資産は名目上の価値で表示される。個別のリスクは受取債権の適切な個別評価の修正を通して、また一般的な信用リスクは一般的評価の修正を通して説明される。満期まで1年以上あり、利息が殆どあるいは全く付かない項目については割り引かれる。

市場性ある有価証券は決算日において低価法で表示される。

条件付き資本増加において権利付与がなされるストック・オプションは、権利付与日ではなく、そのオプションが行使される日に貸借対照表に計上される。オプションが行使される時、会社側が受領する額は、資本金における名目増加額および株式払込剰余金における剰余額として測定される。これらの処理は、HGB 第 272 条第 2 項第 1 文に従っている。

年金引当金 (accruals for pension) および同様の債務 (similar obligation) は、非公務員 (non-civil servant) に対する債務を基礎としている。それらは、国際的に認められた予測単位積増方式に従った数理計算上の方法を用いて計算される。この方式は、US-GAAP (SFAS 第 87 号) に合致しており、SFAS 第 132 号に従って表示される。

ドイツテレコムは、数理計算上の評価というよりもむしろ郵政改革第 2 号法により確定された年間相当額を、現在および以前の公務員のための年金基金に拠出する義務を有している。同法は 1995 年に有効となった。各期間における義務額はその期間における費用として認識される。

納税引当金 (provisions for tax)、さらに偶発損失および環境問題に伴う損害賠償 (environmental liability) のための引当金を含むその他の引当金 (other accruals) は、慎重な商業実務 (prudent commercial practice) に則り計上される。これらの引当金を算定する際には、認知される全てのリスクが十分に考慮に入れられる。

繰延税金は、財務報告目的および税務報告目的のために作成される貸借対照表間で生じる一時的差異の期待される税効果のために算出される。これは、連結処理により生じた一時的差異に対しても同様である。繰延税金は税引計算がなされ、税引後繰延税金資産あるいは税引後繰延税金負債が税金の発生に応じてそれぞれ別個に計上される。繰延税金の計算目的のために、ドイツテレコムは国内企業向けの結合税レートを使用している。これは、ドイツにおける法人税、消費税 (ドイツの国内平均レートで) および連帯税 (Solidaritätszuschlag) を含んだものである。存外子会社に対しては、各々の地域の税率が使用される。

費用性引当金 (cost accrual) は、HGB 第 249 条第 1 項により貸借対照表にその様な負債を示す責務がある場合にのみ、ドイツテレコムによって設定される。同法は、主に会計年度に関連する維

持費についての引当金 (accrual for cost of maintenance) に言及している。しかしながら、次年度の最初の三ヶ月以内に発生するものに限っている。

主要な引当金は割引計算の対象ではない。ただし、年金引当金および同様の債務、さらに公務員健康保険基金の将来の不足額に対する引当金等は除外される。

負債は、それらの返済額で計上される。負債の返済額が元本額より大きくなる場合には、その差額は資産として計上され、負債期間にわたり支払利息の調整として認識される。

不同原則 (impairity principle) により、未実現利益は実現するまで繰り延べられるのに対して、ヘッジ会計に限定されないデリバティブ金融商品に関連した未実現損失は発生時に認識される。

ドイツ GAAP に従った連結財務諸表の作成は、報告される資産および負債の帳簿価額に対して、また決算日における偶発的な資産および負債の開示に対して、さらに報告期間において認識された収益および費用の金額に対して、影響を与える様な見積りおよび仮定をすることを企業に要求している。実際の結果は、そういった見積りとは異なることもありえる (会計方針の抄訳止)。

以上の抄訳より、例えば陳腐化引当金や偶発損失および環境問題に伴う損害賠償のための引当金、さらには費用性引当金など多様な引当金の設定が、ドイツ GAAP の特徴であると指摘できる。さらに、繰延が考えられる項目については全額即時費用化する方針であることや、デリバティブ金融商品の未実現損失のみの認識など、ドイツ GAAP は費用認識に積極的であることが分かる。さらに、ドイツテレコムが選択した会計方針を見ていくと、ドイツ GAAP (HGB) だけでなく、年金コストの計算等に US-GAAP を部分的に使用していたことも確認できる。さらに、年金コスト計算だけでなく、2002 年度においては営業権および無形固定資産の減損についてもドイツ GAAP ではなく US-GAAP で計上したことが明らかになる (DT [2002] p.185.)。そこで最後に、「重要な会計方針の要約」から、ドイツ GAAP ではなく US-GAAP を適用した部分に絞って抄訳する (DT [2002] p.131.)。

連結財務諸表に採用されている会計方針は、親会社 (ドイツテレコム AG) の個別財務諸表で採用されている会計方針と異なっている。その様な相違は、殆ど US-GAAP に適合させるため生じたものであり、以下のものが含まれる。

—税務上のリース規定ではなく US-GAAP に従って所有に伴うリスクと報酬が移転するリース契

約（セール・アンド・リースバック取引を除く）に基づく有形固定資産は資産化される。資産の経済的耐用年数あるいはリース期間にわたって定期的減価償却が実施される。将来のリース料の支払から生じる支払債務の現在価値は、負債に含まれる。

—有形固定資産が建設中に発生する利息は、当該資産のコストの一部として資産化される。

—年次財務諸表の作成のための内部費用の引当金は計上されない。

—投資助成金は、資産の取得原価の控除として計上される（「重要な会計方針の要約」抄訳止）。

以上の抄訳の中で重要なことは、ドイツテレコムの基本的な使用会計基準は HGB であっても、US-GAAP 寄りの修正が一部行われていたことである。これはつまり、次章の調整表についても、ドイツ GAAP と US-GAAP の純粋な差ではなく、一部 US-GAAP 寄りに修正されたドイツ GAAP と US-GAAP の完全適用との差ということになる。ただし、リース資産の計上等は結局のところ行われなかった。上記の US-GAAP 寄りの修正項目は、営業権や無形固定資産の減損処理法等とは異なり、実際の計算数値には殆ど影響を与えていないものばかりなのである。従って、上記の修正項目の開示は、連結財務諸表を作成するにあたり個別財務諸表作成時とは異なり US-GAAP に対して配慮したという「宣言」と見なすことができよう。そこで次に、実際の計算数値に影響を与える会計方針の相違に注目し、比較分析を行っていく。

4. GAAP による差異およびその分析

本章では、ドイツ GAAP と US-GAAP による利益額および株主持分額の相違に注目し、その原因となった各々の会計方針について考察する。「ドイツテレコムの連結財務諸表における会計原則および評価原則と US-GAAP との相違は、殆どの場合 US-GAAP とは異なるドイツ GAAP の使用を義務づける規則により生じたものである」（DT [2002] p.131.）からである。まず、ドイツおよび US-GAAP による利益額の違いを表—8 において、次いでドイツおよび US-GAAP による利益額の調整表（2001 年度）を表—9 で示す。ここで注意したいのは、ドイツテレコムのアニュアル・レポートの表示形式が変化したことである。2001 年度までは、個別項目による金額差異についてもアニュアル・レポートで提示されていた。しかしながら、2002 年度のアニュアル・レポートでは、個別項目による差異を金額ではなく文章で解説するようになった。従って、当研究ノートでも個別項目の金額の差異まで計上された調整表は 2001 年度までとし、2002 年度アニュアル・レポートにおける解説を別に表—12 にまとめた。

次に利益額と同様に株主持分額について、ドイツおよび US-GAAP による株主持分額の違いを表—10 に、ドイツおよび US-GAAP による株主持分額の調整表（2001 年度）を表—11 においてそ

表-8 ドイツ GAAP および US-GAAP による利益額の違い

(単位; 10 億ユーロ)

会計年度 (12月31日決算)	2002年度	2001年度	2000年度	1999年度
当期純利益—ドイツ GAAP	-24.6	-3.5	5.9	1.3
当期純利益—US-GAAP	-22.0	0.5	9.3	1.5

(DT [2002] p.185. および DT [2001] p.179. より作成)

表-9 ドイツ GAAP から US-GAAP への当期純利益 (損失) の調整

(単位: 百万ユーロ)

	2001年度	2000年度	1999年度
ドイツ GAAP による当期純利益 (損失)	-3,454	5,926	1,253
US-GAAP への調整			
固定資産の評価修正	443	2,792	-
モバイル通信のライセンス	2,098	865	-
内部開発ソフトウェア	166	95	163
希薄化利益の影響	-396	1,741	-
営業権およびその他の資産の差異	-285	-97	5
商号の一時償却	1,040	-	-
付加価値税	-27	-169	288
デリバティブおよび関連する外貨換算差異	-31	-146	68
SFAS 133 号の適用	370	-	-
人事再編 (リストラ) の発生	10	-125	-97
固定資産のファイナンス	-42	-	-
事業売却益の繰延	27	-348	-
繰延収益	-168	48	-129
SAB 101 号の適用, 1999年12月31日への累積修正	-	-869	-
資本調達コスト	-	120	238
アセット・バック証券化	-71	-	-
持分を有する被投資会社への投資	-182	62	-
負債の完全連結による影響, 税引後純額	-294	-116	-
その他の相違	253	-28	-32
法人税等	1,066	-482	-244
US-GAAP による当期純利益 (損失)	523	9,269	1,513

(出所: DT [2001] p.179. 原文では「負債の完全連結による影響」箇所に debis とあるが, ここでは debts と解している)

表-10 ドイツ GAAP および US-GAAP による株主持分額の違い

(単位; 10 億ユーロ)

会計年度 (12月31日決算)	2002年度	2001年度	2000年度
株主持分—ドイツ GAAP	35.4	66.3	42.7
株主持分—US-GAAP	45.4	73.7	46.1

(DT [2002] p.185. および DT [2001] p.179. より作成)

表—11 ドイツ GAAP から US-GAAP への株主持分の調整

(単位：百万ユーロ)

	2001 年度	2000 年度
ドイツ GAAP による株主持分	66,301	42,716
US-GAAP への調整		
固定資産の評価修正	3,235	2,792
モバイル通信のライセンス	2,963	865
内部開発ソフトウェア	438	272
希薄化利益の影響	1,345	1,741
営業権およびその他の資産の差異	2,672	1,001
商号の一時償却	1,062	—
市場性ある有価証券の未実現利益	580	2,503
付加価値税	—	27
デリバティブおよび関連する外貨換算差異	29	-154
SFAS 133 号の適用	338	—
人事再編 (リストラ) の発生	22	12
固定資産のファイナンス	-42	0
事業売却益の繰延	-321	-348
繰延収益	-1,144	-88
SAB 101 号の適用, 1999 年 12 月 31 日への累積修正	—	-869
アセット・バック証券化	-71	—
持分を有する被投資会社への投資	-117	56
負債の完全連結による影響, 税引後純額	-410	-116
その他の相違	82	40
法人税等	2,049	-40
少数株主持分	-5,307	-4,302
US-GAAP による株主持分	73,704	46,108

(出所：DT [2001] p.180. 当期純利益の調整表と比べ、「市場性ある有価証券の未実現利益」および「少数株主持分」項目が加わり、「資本調達コスト」が除かれている)

それぞれ示す。株主持分額の調整表が 2001 年度までしかないのは、表—9 と同様の理由による。

2001 年度については、ドイツ GAAP で計算された結果は赤字なのに、US-GAAP で計算された結果は黒字である。その原因として、「モバイル通信のライセンス」「商号の一時償却」「法人税等」などが挙げられる。特に「モバイル通信のライセンス」(の償却—戸田)は金額の差異を生んだ最大の項目であった。2000 年度については、当期純利益および株主持分とも金額の差異を生んだ最大の項目は「固定資産の評価修正」であった。ここで、調整を必要とするドイツ GAAP と US-GAAP との会計方針全体の違いを、ドイツテレコムの 2002 年度アニュアル・レポートに基づき次の表—12 で示す。なお、表記以外の経常的な差異項目として、「事業売却益の繰延」「アセット・バック証券化」「デリバティブおよび被投資会社への投資に関する会計処理」が指摘されている。

表—12 における調査により指摘できることは、ドイツ GAAP は US-GAAP より、費用計上を早く行いかつ資産価額切り下げ幅を大きくできる可能性を有していることである。つまり、費用

表—12 当期純利益および株主持分に影響を与えるドイツ GAAP と US-GAAP の相違 (2002 年度)

項目	ドイツ GAAP	US-GAAP
保有不動産の評価減	評価減を行う (土地・建物の強制評価減)	利用目的の保有と分類されれば要求されない
不動産のセール・アンド・リースバック	不動産売却損益および賃借料 (オフ・バランス処理)	支払利息および減価償却費の継続 (資金調達処理)
企業結合時の買収総額 (営業権の評価)	繰延税金を含んだ対象資産および負債の評価, 発行済株式およびストック・オプション (企業結合時に発行される子会社株式を含む) の評価等により相違が生じる	
営業権およびその他資産の減損	営業権および耐用年数が無期限である無形固定資産を評価減したが, 本来相違が生じている (しかしドイツテレコムは, 2002 年度 US-GAAP の変更に基づき, ドイツ GAAP ではなく US-GAAP で計上)	
商標名の評価 (償却)	無形固定資産を一括償却 (買収子会社の商標名を T-モバイルへ商標変更したため)	計上されず (US-GAAP の減損基準を満たさなかったため)
モバイル通信ライセンスの償却	取得時に償却を開始し, 予想利用年数にわたって継続的に償却	ネットワークがサービス用に設置された時点で償却開始
モバイル・ネットワーク建設に関連する借入債務に対する利息	費用計上	建設期間において資産計上され, その後予想利用年数にわたり償却
モバイル通信ライセンスの減損	本来相違が生じている (しかしながら, ドイツテレコムはライセンスの減損については営業権と同様に 2002 年度は US-GAAP で計上)	
希薄化利益の認識	子会社または関連会社による現金に対する株式発行時には認識するが, 事業買収対価などのための株式発行時には認識しない	現金による取引および非貨幣取引の双方において希薄化利益を認識する
繰延収益	商品の引渡しまたはサービスの提供が発生した期間に収益を認識	一部の初期費用および臨時収益並びに関連する直接費 (繰延収益の範囲まで) は繰り延べられ, 顧客との予想契約期間にわたり償却される。また, その他の契約の一部に係る収益は繰り延べられ, 契約期間にわたり償却される
繰延税金	非課税期間に生じた一時差異および予見できる将来において解消が予想されない一時差異に関する繰延税金は認識されない	全ての一時差異に関して繰延税金は認識される。さらに, 純営業損失に起因する繰延税金を認識しなければならない
内部開発ソフトウェアの資産化	流動資産としての資産化は, 原価が識別可能な顧客関連プロジェクトに結びつく場合にのみ認められる	技術的実現可能性が明らかになった後は, 資産化しなければならない
市場性ある有価証券の未実現利益	投資有価証券は, 時価と原価のいずれか低い額で計上される。損益を準備金で認識することは認められていない	投資目的で保有している市場性ある持分証券と全ての負債証券は, 経営者の意図に基づいて, トレーディング目的の証券, 売却目的の証券, 満期まで保有する証券のいずれかに分類しなければならない。満期まで保有する証券以外の未実現利益は認識される

(DT [2002] pp. 185-186. より作成。アーサーアンダーセン編 [2000] 104, 105, 128, 131 頁参照)

を前倒しして計上し、さらに資産を小さく計上する傾向があるのである。従って、ドイツ GAAP は US-GAAP より保守的な傾向があると言えよう。

5. おわりに

ドイツテレコムは、2002年12月期にドイツ企業過去最大の246億ユーロの最終赤字を計上することになった。これは、英国での第三世代携帯電話事業の免許取得費を一括償却するなど、2002年に辞任したロン・ゾンマー元社長の拡大路線のうみを吐き出したものだったとされる（日本経済新聞、2003.8.2.）。この会計処理は、後任のリッケ現社長の2003年度の成果を際立たせるためのものだったとも考えられる。いわゆる、V字回復のための減損処理であった可能性が高い。このことは、ドイツ国内における第三世代携帯事業の免許料について、2002年度の処理とは異なり2003年度においては一括償却しない方針を立てていたことから明らかである（同上）。ドイツテレコムの意向は、損益計算調整表（表—9）における巨額の「戦略的再検討」が、第3四半期のゾンマー元社長の辞任時（正確には7月）に時を合わせて行われたことでも理解される。さらに巨額損失を確定させるためにも、営業権やライセンスに対する会計方針を、従来の定期償却処理から US-GAAP に基づく減損処理へ変更したと推察される。以上の様に、ドイツテレコムも英米企業と同じ手法を2002年度には使ったことになる。

にもかかわらず、2002年度も2001・2000年度と同様、ドイツ GAAP および US-GAAP により算出された利益額および株主持分額共に巨額の開きが依然として認められた。この原因は、すでに確認した様にドイツ GAAP と US-GAAP それぞれの会計方針の相違であり、特に資産評価にあることが明らかになった。端的に言えば、ドイツ GAAP の方が US-GAAP より保守的な傾向を有すると言えた。そもそも会計の国際的競争は、リスク情報開示の名のもと保守性の競争という一面を有しているとも考えられる。だとすると、ドイツ GAAP に比べ保守的とは言えない US-GAAP は、そして2005年より欧州連合（EU）内上場企業の統一的使用がすでに決定している IFRS は、経済的実体の開示という命題のもとそれぞれ磐石の地歩を築いていけるのであろうか。この点について、さらなる分析が必要であらう。当研究ノートでは、US-GAAP との関係が中心であったので、別の機会に IFRS を採用している企業の分析を通してドイツ GAAP と IFRS との関係を考察していきたい。

注

- 1) 2003年度のドイツにおける資本市場改革については、例えば株式市場を「開示水準で分類する」（日本経済新聞、2002.9.27）ものといった解説が多くみられた。より直接的に、プライム・スタンダードは「一軍」（日本経済新聞、2003.4.13）であり、ゼネラル・スタンダードは「国内基準しか満たせない企業」（日本経済新聞、2002.12.22）が組み入れられるとの報道もあった。
- 2) 例えば、各社公刊資料とインベスター・リレーション（IR）部聞き取りによるとされる「DAX 30種企業の実態」（谷口 [2000] 133頁）では、ドイツテレコムの使用会計基準は US-GAAP となっていた。また、2002年11月のドイツ取引所のホームページでも US-GAAP となっていた（戸田 [2003] 143頁）。

- 3) 当研究ノートでは、主にドイツテレコム の 2002 年度版アニュアル・レポートを使用している。なお、経営分析対象の数値を拡充するため、2001 年度版アニュアル・レポートも補完的に使用した。脚注上の表記としては、DT [2002] および DT [2001] としている。当研究ノートの原稿提出は、2003 年度の決算数値が公表される 2004 年 3 月以前であったため、2002 年度までの公表数値を用いている。
- 4) ボン地方裁判所の住所は次の通り。Wilhelmstraße 23, 53111, Bonn. なお筆者は、2004 年 3 月 24 日に当地でドイツテレコム の商業登記簿 (コピー) を入手している。
- 5) 買収手法として株式交換を用いたのはドイツテレコム だけではなかった。例えばダイムラー・クライスラー社なども同様の手法で企業合併を行っていた。この事情に関しては、ビル・ヴラシック & プラットリー・A・スターツ著『ダイムラー・クライスラー 一世紀の大合併をなした男たち』が詳しい。
- 6) 売上構成比の合計が 100 になっていないのは、4 部門以外の「その他 (other)」が存在するからである。2002 年度の「その他」の売上構成比は 1 (%) であった。「その他」には本社業務や不動産売買業務等の営業収益が含まれる。
- 7) 主に連結に対する基準である DRS であるが、ドイツテレコム はその全てに従っているわけではない。例えば、DRS 第 4 号で要求されている資本連結に関する新しい評価方法は適用していない。これは、ドイツ GAAP と US-GAAP における評価方法の違いを避けるためだとされている (DT [2002] p.131.)。

参考文献

Deutsche Telekom. The 2002 financial year (Annual Report).

Deutsche Telekom. The 2001 financial year (Annual Report).

アーサーアンダーセン編、川口順一訳『主要国の会計原則』東洋経済新報社、2000 年。

ビル・ヴラシック & プラットリー・A・スターツ著、鬼澤忍訳『ダイムラー・クライスラー 一世紀の大合併をなした男たち』早川書房、2001 年。

谷口智彦「ドイツは一皮剥けている」『日経ビジネス』No. 1028, 2000 年 2 月 14 日号。

戸田龍介「ドイツにおける会計の諸相」『商経論叢』第 39 巻第 1 号, 2003 年 6 月。

戸田龍介「ドイツ資本市場改革 (2003) についての考察 —使用会計基準を中心にして—」『商経論叢』第 39 巻第 3 号, 2004 年 1 月。

日本経済新聞, 2002 年 9 月 27 日, 2002 年 12 月 22 日, 2003 年 4 月 13 日, 2003 年 8 月 2 日, 2003 年 11 月 11 日。

参考ホームページ

ドイツテレコム <http://www.telekom3.de/>

ドイツ取引所 <http://deutsche-boerse.com/>

JETRO—ドイツ <http://www.jetro.de/j/>